

第1号介護予防支援事業の包括的な委託について

令和6年4月から介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）が介護予防支援を直接実施することが可能となったことに伴い、厚生労働省から令和6年4月26日付「指定居宅介護支援事業者が市長村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」（介護保険最新情報 Vol. 1260）が発出されました。このことを踏まえ、「指定居宅介護支援事業所が行っている介護予防支援が、第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）に変更となり、当該指定居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受ける」場合には、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所の手続きの負担軽減のため、新たな手続き及び届出の手法を導入します。

1 契約のパターン

●介護予防支援を利用（例：介護予防訪問看護等の介護予防サービス）

- (1) 利用者が地域包括支援センターと契約
- (2) 利用者が指定居宅介護支援事業所と契約（【新】令和6年4月1日～）

●介護予防ケアマネジメントを利用（例：訪問型サービス等の総合事業）

- (3) 利用者が地域包括支援センターと契約

※利用者と居宅介護支援事業所との直接契約は不可（センターからの委託は可）

●介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に利用

例：1月は訪問型サービスと介護予防訪問看護を利用（介護予防支援の対象）

2月は訪問型サービスのみ利用（介護予防ケアマネジメントの対象）

- (4) 利用者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所の三者契約

2 利用開始時の手続き

- (1) 介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所が包括的な委託契約を締結
- (2) 利用者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所との間で、介護予防支援については指定居宅介護支援事業所が実施し、介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への委託により実施する旨の三者契約を締結
- (3) 指定居宅介護支援事業所が、自事業所分と地域包括支援センター分の「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届

出書】【別紙1】の、それぞれの右上部の区分の「新規」と「包括的委託」を○で囲んだ上で、「包括的な委託」であることを申し添えて介護保険課給付係に提出

3 サービス種別変更時の手続き（介護予防支援⇔介護予防ケアマネジメント）

- (1) サービス種別の変更について、指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに電話等で報告し、被保険者番号・住所・氏名等の必要な情報を共有（共有したことの記録を作成）
- (2) 指定居宅介護支援事業所が、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書】【別紙1】の右上部の区分の「変更」と「包括的委託」を○で囲んだ上で、「包括的な委託の変更」であることを申し添えて介護保険課給付係に提出

4 運用開始日

令和7年4月1日

5 届出書様式

届出書の様式は、下関市ホームページに掲載しています。次の方法により検索し、ダウンロードして使用してください。コンテンツ名は、「介護予防・日常生活支援総合事業の利用手続き及び介護予防ケアマネジメントに関する様式」又は「マイナンバー制度開始後の介護保険に関する申請書」です。

- (1) 市ホームページのサイト内検索にて、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」と検索する。
- (2) 該当URLを指定する。
 - ・ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/40/61978.html>
 - ・ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/43/4473.html>

6 問い合わせ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

- (1) 介護予防ケアマネジメントの届出に関すること
下関市福祉部長寿支援課支援係（本庁舎西棟2階A2窓口）
TEL 083-231-1340
- (2) 介護予防支援の届出に関すること
下関市福祉部介護保険課給付係（本庁舎西棟2階A5窓口）
TEL 083-231-1139

